

## 宇都宮市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第11条に規定する施設型給付を受ける幼稚園を除く。以下「幼稚園」という。）の設置者（以下「設置者」という。）が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の減免をする場合に、宇都宮市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、幼稚園に満3歳、3歳、4歳若しくは5歳の幼児又は学校教育法第18条の規定により就学の義務を猶予又は免除されている児童（以下「就学免除者等」という。）を通園させている保護者に、幼稚園児の保育料等について世帯の所得に応じて減免し、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1子 幼稚園に1人の幼児が就園している場合の当該幼児又は同一世帯から幼稚園に同時に2人以上の幼児が就園している場合の当該幼児の最年長者をいう。
- (2) 第2子 同一世帯から幼稚園に同時に2人以上の幼児が就園している場合の当該幼児の次年長者又は幼児が幼稚園に就園し、かつ同時にその兄若しくは姉が保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用する就学前児童の兄・姉の次年長者をいう。
- (3) 第3子以降 前2号に定める幼児以外の幼稚園に就園してい

る幼児をいう。

(4) 満3歳児 満3歳に達した幼児が翌年の4月を待たずに、年度の途中から幼稚園に入園する園児のことをいう。

(補助の対象及び補助金の額)

第4条 市長は、設置者が幼稚園に在園する満3歳、3歳、4歳若しくは5歳の幼児又は就学免除者等の保護者（以下「保護者」という。）で、かつ、宇都宮市に在住している別表第1の対象区分の欄に掲げる世帯（同表中カの項及びキの項の第1子に掲げる世帯（以下「本市単独補助世帯」という。）においては、市税を完納している世帯に限る。）にある者について保育料等を減免する場合に、同表の補助限度額の欄に定める額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 次の各号に該当する世帯は、別表第2のとおり補助金を交付するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条2項に規定する要保護者
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの）
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

(7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

(8) その他市長が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

3 別表第1及び別表第2の「ア」から「エ」の項に該当する世帯で、かつ、生計を一にする小学校1年生年齢相当以上の兄・姉を有する世帯は、第3条第1号及び第2号、第3号の規定にかかわらず、当該兄・姉から数え、第2子又は第3子以降とみなす。

4 別表第1の「オ」から「キ」の項に該当する世帯で、かつ、生計を一にする小学校1年生から3年生年齢相当までの児童又は小学校1年生から3年生に在籍する就学免除者等を1人有する場合、第2子とみなす。

5 年度の中で転出した者、転入した者等に係る補助金の額は、別表第1又は別表第2に定める補助限度額に、保育料の支払月数に3を加えた数を乗じ、15で除した額（以下「月割額」という。）とする。ただし、本市単独補助世帯に係る補助金については、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、市長の定める期日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 保育料等の減免を受けようとする保護者に係る保育料等減免措置に関する調書（別記様式第3号）
- (3) 徴収している保育料等の額を明らかにする書類（園則等）
- (4) 補助金申請園児名簿（園児名及び保護者名）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知書）

第6条 市長は、前条の交付申請を受理したときは、補助金を交付するか否かを決定し、私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により設置者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の交付決定通知書を受けた設置者は、補助金交付請求

書（別記様式第6号）により補助金を請求するものとする。

（補助金の交付等）

第8条 市長は、前条の交付請求書を受理したときは、補助金を交付する。

2 市長は、設置者が虚偽その他不正の手段により前項による補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還させるものとする。

（実績報告書）

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、減免措置を完了したのち15日以内又は補助金交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第9号）及び精算書（別記様式第10号）を市長に提出するものとする。

（関係書類の整備）

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業等に係る書類、帳簿及び減免対象者に保育料等の減免をしたことを明らかにする書類（別記様式第11号）を備えておかなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類を検査することができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成20年4月1日告示第180-25号）

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

改正文（平成21年4月1日告示第190-13号）

この要綱は、平成21年4月1日（平成21年度分の補助金）から適用する。

改正文（平成22年4月1日告示第177-5号）

この要綱は、平成22年4月1日（平成22年度分の補助金）から適用する。

改正文（平成23年4月1日告示第202-17号）

この要綱は、平成23年4月1日（平成23年度分の補助金）から適用する。

改正文（平成24年4月1日告示第194-8号）

この要綱は、平成24年4月1日（平成24年度分の補助金）から適用する。

改正文（平成25年4月1日告示第161-13号）

この要綱は、平成25年4月1日（平成25年度分の補助金）から適用する。

改正文（平成26年4月1日告示第160-16号）

この要綱は、平成26年4月1日（平成26年度分の補助金）から適用する。

改正文（平成27年3月2日告示第87-2号）

この要綱は、平成27年3月2日（平成26年度分の補助金）から適用する。

改正文（平成27年6月1日告示第213-2号）

この要綱は、平成27年6月1日（平成27年度分の補助金）から適用する。

改正文（平成28年7月25日告示第297-4号）

この要綱は、平成28年7月25日（平成28年度分の補助金）から適用する。

改正文（平成29年9月13日告示第359-4号）

この要綱は、平成29年4月28日（平成29年度分の補助金）から適用する。

改正文（平成30年5月14日告示第196-2号）

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

別表第1（第4条関係）

幼稚園就園奨励費補助金限度額

対 象 区 分	補 助 限 度 額
ア 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	保育料等の合計額 第1子 308,000 円 第2子 308,000 円 第3子以降 308,000 円
イ 当該年度に納付すべき市町村 村民税が非課税となる世帯	保育料等の合計額 第1子 272,000 円
ウ 当該年度に納付すべき市町村 村民税の所得割額が非課税となる世帯	第2子 308,000 円 第3子以降 308,000 円
エ 当該年度に納付すべき市町村 村民税の所得割課税額が次の とおり計算した額以下である 世帯 34,500円 + (16歳未満の扶養 親族数 × 21,300円) + (16歳 以上 19歳未満の扶養親族数 × 11,100円)	保育料等の合計額 第1子 187,200 円 第2子 247,000 円 第3子以降 308,000 円

<p>オ 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が次のとおり計算した額以下である世帯</p> <p>171,600円 + (16歳未満の扶養親族数 × 19,800円) + (16歳以上 19歳未満の扶養親族数 × 7,200円)</p>	<p>保育料等の合計額</p> <p>第1子 62,200円</p> <p>第2子 185,000円</p> <p>第3子以降 308,000円</p>
<p>カ 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が次のとおり計算した額以下である世帯</p> <p>231,300円 + (16歳未満の扶養親族数 × 19,800円) + (16歳以上 19歳未満の扶養親族数 × 7,200円)</p>	<p>第1子 8,000円</p> <p>(市単独補助)</p> <p>第2子 154,000円</p> <p>第3子以降 308,000円</p>
<p>キ 上記区分以外の世帯</p>	<p>第1子 7,000円</p> <p>(市単独補助)</p> <p>第2子 154,000円</p> <p>第3子以降 308,000円</p>

別表第2 (第4条関係)

ひとり親世帯等の補助限度額

対象区分	補助限度額
<p>ア 生活保護法の規定による保護を受けている世帯</p>	<p>保育料等の合計額</p> <p>第1子 308,000円</p> <p>第2子 308,000円</p> <p>第3子以降 308,000円</p>

	円
イ 当該年度に納付すべき市町村 民税が非課税となる世帯	保育料等の合計額 第1子 308,000 円
ウ 当該年度に納付すべき市町村 民税の所得割額が非課税となる 世帯	第2子 308,000 円 第3子以降 308,000 円
エ 当該年度に納付すべき市町村 民税の所得割課税額が次のとお り計算した額以下である世帯 34,500円 + (16歳未満の扶養親 族数 × 21,300円) + (16歳以上 19歳未満の扶養親族数 × 11,100 円)	保育料等の合計額 第1子 272,000 円 第2子 308,000 円 第3子以降 308,000 円